

福岡外語専門学校学習評価に関する規定

(趣旨)

第1条 本規程は、学校法人福岡成蹊学園学則第10条、第12条、19条に基づき、成績評価、課程修了の認定、進級及び卒業の認定に関し、必要な事項を定める。

(学期)

第2条 1年を前期（4月～9月）、後期（10月～3月）の二学期制とする。

(試験)

第3条 前期に1回、後期に1回の年間計2回の期末試験を行う。

(成績評価)

第4条 成績は、定期試験・平常点・出席状況を総合して評価し、その後職員会議にて審議の上、学校長の最終判断により評価する。各科における成績評価基準は次に定める。

「英語科」	
評価基準	総合的な評価は、100点満点で評価する。その際の評価は、筆記テスト40点 出席点30点 平常点 30点とする。 出席点は（30×出席時数÷授業時数、少数第1位、四捨五入）
	A（100～90） E x c e l l e n t B（89～80） G o o d C（79～70） A v e r a g e D（69～60） B e l o w A v e r a g e F（59以下） F a i l u r e
履修科目を成績評価基準に基づきA～Fで評価したものを数値化（A（4点）B（3点）C（2点）D（1点）F（0点））し、全科目の合計点・平均値（GPA）を算出する。	
1 Failure（59点以下）については、単位を取得できない。ただし、学校長が認める場合、追試もしくは課題提出をもって、単位取得を認める。	
2 学校が事前に認める特別な理由があり試験が受けられなかった者には、再試を設ける。	

(履修方法)

- 1授業は90分とする。（年度により変更する場合がある）
- 2 履修認定のためには各教科において D以上の評価を得なくてはならない。
- 3 各期総授業数の内、3分の2以上の出席を卒業条件とし、満たさない場合は修了として扱う。
- 4 年間授業時間数は、850時間を越えるものとする。

(再試・補講)

不可の場合、再試等を行う。再試等の実施に関しては教員の指導に従うこと。また、各期総授業数の内、出席が3分の2未満の場合で特別に学校長が認める場合、補講を行う。その際、再試料・補講料が発生する。成績評価において、不可（F）が解消されない場合は卒業を認めない。

(推薦)

学校推薦を受ける者は、原則として出席率 90%以上、成績 C 未満の評価を受けたことがないことを条件とする。または、学校長の判断により該当すると認められた者とする。

(退学・除籍)

- 1 退学については、当該学生・保護者・教師と熟慮・協議し、保護者の署名、捺印の上、「退学届」を提出し、学校長の許可を受けた上で学生証を返却しなければならない。
- 2 非・反社会的行為、学業意欲不振、交通事故（加害者）、その他、学則に違反した者については、退学、又は除籍処分にあることがある。
- 3 入学以降の平均出席率が 90.0%未満、さらに月間出席率が 1ヶ月でも 80.0%未満の場合は除籍されることがある。また、授業中の態度不良（居眠り、私語、携帯使用他）により再三注意を受け、なお改善がない者も処分対象となる。尚、各期総授業数の内、出席が 3 分の 2 未満の場合、原則として留年とする。ただし、特別に学校長が認める場合のみ、出席回復の為に補講の実施を認めることがある。
- 4 無届で長期欠席した者は、除籍処分にあることがある。
- 5 特別な理由を除き、校納金が未納の場合は、除籍処分にあることがある。
- 6 その他、学校長の判断により、除籍処分にあることがある。

「日本語科」

評価基準

評価は「文法・読解」「発音・聴解」「文字・語彙」「復習テスト」「会話」「作文」の 6 項目において行い、A～E にて評価する。
その後、各項目を文法・読解 20%、発音・聴解 20%、文字・語彙 20%、復習テスト 20%、会話 10%、作文 10%の割合で再計算し、再度 A～E の成績評価を行う。

A (100～80)	Excellent
B (79～70)	Good
C (69～60)	Average
D (59～30)	Below Average
E (29以下)	Failure

履修科目を成績評価基準に基づき A～F で評価したものを数値化 (A (4 点) B (3 点) C (2 点) D (1 点) F (0 点)) し、全科目の合計点・平均値 (GPA) を算出する。

- 1 欠席の場合は、追試を受験することができる。この場合は必ず公的に認められる証明書を提出しなければならない。
- 2 公的に認められる証明書を提出しなかった場合、試験結果の評価は全て D 以下とする。

(追試)

- 1 欠席の場合は、追試を受験することができる。この場合は必ず公的に認められる証明書を提出しなければならない。
- 2 公的に認められる証明書を提出しなかった場合、試験結果の評価は全て D 以下とする。

(出席率)

- 1 入学以降の平均出席率が 90.0%未満、又は指導に従わない場合は除籍(退学)処分とし強制帰国とする場合がある。
- 2 月間出席率が 80.0%未満の場合は除籍 (退学) 処分とし、強制帰国とする場合がある。
- 3 各年度総授業数のうち 3 分の 2 以上出席を卒業条件とし、満たさない場合は修了として扱う。やむを得ず長期欠席をする場合は証明書等を提出することで卒業の可否を判断する。

(推薦)

- 1 推薦を受ける者は出席率 95%以上であり、成績、授業態度がともに良好であると認められる者に限る。また、推薦書申請時に学費を完納していることを条件とする。
- 2 学校長判断で推薦資格が認められない場合がある。

(除籍)

- 1 入学以降の平均出席率が 90. 0%未満、さらに月間出席率が 1 ヶ月でも 80. 0%未満となった者。
 - 2 授業中の態度不良 (居眠り、私語、他) により再三注意を受け、なお改善がない者。
 - 3 校内規則を遵守せず、注意を受け、なお改善がない者。
 - 4 校内、校外を問わず、暴力及び迷惑行為に及んだ者。
 - 5 学校の指導に従わず、勝手に帰国または旅行をした者。また、申告期日になっても帰国しない者。
 - 6 学校長判断による。
- 上記に該当する者は除籍とする場合がある。

「国際文化科」・「国際ビジネス科」

評価基準	100点を満点とし評価をする。その際の評価配点は、筆記試験40点 出席点30点 平常点30点とする。出席点は(30×出席時数÷授業時間、少数第1位、四捨五入)とする。
	A (100～90) E x c e l l e n t B (89～80) G o o d C (79～70) A v e r a g e D (69～60) B e l o w A v e r a g e F (59以下) F a i l u r e
	履修科目を成績評価基準に基づきA～Fで評価したものを数値化 (A (4点) B (3点) C (2点) D (1点) F (0点)) し、全科目の合計点・平均値 (GPA) を算出する。

- 1 F a i l u r e (59点以下) については、単位を取得できない。
- 2 不可の場合、再試を行う。再試等の実施に関しては教員の指導に従うこと。その際、再試料が発生する場合がある。成績評価において、不可 (F) が解消されない場合は進級、卒業を認めない。また、除籍となる場合もある。

(再試)

不可の場合、再試を行う。再試等の実施に関しては教員の指導に従うこと。その際、再試料が発生する場合がある。成績評価において、不可 (F) が解消されない場合は進級、卒業を認めない。また、除籍となる場合もある。

(出席率)

- 1 入学以降の平均出席率が 90. 0%未満、又は指導に従わない場合は除籍(退学)処分とし強制帰国とする場合がある。
 - 2 月間出席率が 80. 0%未満の場合は除籍 (退学) 処分とし、強制帰国とする場合がある。
 - 3 各年度総授業数のうち 3 分の 2 以上出席を卒業条件とし、満たさない場合は修了として扱い、専門士が取得できない。
- やむを得ず長期欠席をする場合は証明書等を提出することで卒業の可否を判断する。

(推薦)

- 1 推薦を受ける者は出席率 95%以上であり、成績、授業態度がともに良好であると認められる者に限る。また、推薦書申請時に学費を完納していることを条件とする。

2 学校長判断で推薦資格が認められない場合がある。

(除籍)

- 1 入学以降の平均出席率が90.0%未満、さらに月間出席率が1ヶ月でも80.0%未満となった者。
- 2 授業中の態度不良(居眠り、私語、他)により再三注意を受け、なお改善がない者。
- 3 校内規則を遵守せず、注意を受け、なお改善がない者。
- 4 校内、校外を問わず、暴力及び迷惑行為に及んだ者。
- 5 学校の指導に従わず、勝手に帰国または旅行をした者。また、申告期日になっても帰国しない者。
- 6 学校長判断による。

上記に該当する者は除籍とする場合がある。

(試験中の不正行為)

第5条 試験中(期末試験、その他試験)の不正行為については、当該教科を不可(F)とする。日本語科においては、Eとする。

(進級、転科)

第6条 進級の認定は、各科目における成績評価や出席状況等を総合的に鑑み行う。

- 2 英語科に関しては、成績及び出席不良により留年(原級留置)措置をとる場合がある。
- 3 英語科で留年するものは、該当学期分の校納金を納め、再履修することができる。
- 4 転科は年度初めに限り、必要に応じて認めることができる。

(卒業)

第7条 各科とも(第4条)成績評価基準をもとに成績評価をし、各科目にF評価がない者に卒業を認める。ただし、学校長の判断により妥当と認めた場合に限り卒業させることができる。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、職員会議の審議を経て学校長が行う。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。